



平成 25 年 8 月 7 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 Z O A
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 伊 井 一 史
(J A S D A Q ・ コード 3375)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 松 森 建 次
電 話 0 5 5 - 9 2 2 - 1 9 7 5

株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年8月7日開催の取締役会において、株式の分割の実施、単元株制度の採用及び定款の一部変更を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式の分割の実施、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単위를100株とするため、株式の分割を実施するとともに、100株を1単元とする単元株制度を採用いたします。

なお、この株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の金額の実質的な変更はありません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成25年9月30日(月曜日)を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき、100株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	:	22,965株
今回の分割により増加する株式数	:	2,273,535株
株式分割後の発行済株式総数	:	2,296,500株
株式分割後の発行可能株式総数	:	8,100,000株

(3) 分割の日程

基準日公告日	平成25年9月13日(金曜日)
基準日	平成25年9月30日(月曜日)
効力発生日	平成25年10月1日(火曜日)

4. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を100 株とします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成25 年10月 1 日（火曜日）

(参考) 平成25 年9月26 日（木曜日）をもって、東京証券取引所における売買単位も100 株に変更されることとなります。

5. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第184 条第2 項及び第191 条の規程に基づく取締役会決議により、平成25 年10月 1 日（火曜日）をもって、当社定款の一部を次のとおり変更いたします。

- ① 発行可能株式総数を株式の分割の割合に応じて増加させるため、現行第6 条（発行可能株式総数）を変更いたします。
- ② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100 株とするため、第7 条（単元株式数）を新設いたします。
- ③ 第6 条の変更及び第7 条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日を定めるため、附則第1 条及び第2 条を新設いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第2章 株式 (発行可能株式数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>81,000株</u> とする。	第2章 株式 (発行可能株式数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>8,100,000株</u> とする。
(新設)	<u>(単元株式数)</u> 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。
(新設)	附則 第1条 <u>第6条の変更及び第7条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げの効果発生日は、平成25年10月1日とする。</u> 第2条 <u>前条及び本条の規定は、平成25年10月1日をもってこれを削除する。</u>

(3) 定款変更の日程

効力発生日 平成25 年10月 1 日（火曜日）

以上